

# 福岡県公報

平成23年4月22日  
第 3 2 4 6 号

## 目 次

### 告 示 (第703号 - 第719号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ..... 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ..... 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ..... 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 3
- 福岡県青少年健全育成条例第16条第2項第4号に規定する団体の名称等 (青少年課) ..... 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 4
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ..... 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) ..... 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) ..... 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 7
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) ..... 7

### 公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 10
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) ..... 11
- 行政書士の業務の停止 (市町村支援課) ..... 14
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 14
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) ..... 16

### 雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (保健衛生課) ..... 18
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集の結果 (環境保全課) ..... 19

## 告 示

### 福岡県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年 4 月 22 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生347	よしおか小児科クリニック	糟屋郡新宮町下府1丁目4-5	23・3・1
大生438	さとう眼科クリニック	大牟田市岬町3番4他イオンモール大牟田	〃・〃・〃
京生128	いまとみクリニック	築上郡吉富町大字今吉232-1	〃・〃・〃
粕生歯45	安河内歯科医院	糟屋郡新宮町下府5丁目11-3	〃・〃・16
古生歯68	古賀天神歯科クリニック	古賀市天神1丁目3-1	23・4・1
大野生歯126	さくら歯科医院	大野城市川久保1丁目12-10	〃・3・18

筑紫地生歯 4	アールデンタルオフィス	筑紫郡那珂川町中原5丁目35-1	〃・4・5
朝倉生歯30	古賀歯科医院	朝倉市杷木池田774-3	〃・〃・1
大生歯194	よしだ歯科	大牟田市大字倉永35-3	〃・3・1
大生歯195	福岡歯科クリニック	大牟田市大字歴木1807-80	〃・4・1
嘉鞍生歯1	加藤歯科医院	鞍手郡小竹町大字勝野3318	〃・2・15
飯生歯150	吉原町歯科	飯塚市吉原町11番14号	〃・4・1
宗遠生歯1	医療法人社団 秀和会 水巻歯科診療所	遠賀郡水巻町頃末南3丁目8-12	〃・〃・〃
大野生薬70	居宅訪問薬局つつじ	大野城市瓦田4丁目15-26 2階 G号	〃・〃・〃
大生薬170	イオン薬局大牟田店	大牟田市岬町3番地4	〃・3・1
大生薬171	ネーブル薬局大牟田店	大牟田市中町2丁目4-4	〃・4・1
京生薬69	今吉調剤薬局	築上郡吉富町大字今吉233-1	〃・〃・〃
筑紫生訪4	訪問看護ステーション宝満	筑紫野市美しが丘南3丁目4-7	〃・3・1

## 福岡県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生298	よしおか小児科クリニック	糟屋郡新宮町下府1丁目4-5	23・2・28
田地生112	医療法人木村クリニック	田川郡香春町大字鏡山176-2	〃・3・31
飯生287	医療法人山本医院	飯塚市大分1144-2	〃・2・28

嘉麻生2	大里診療所	嘉麻市上臼井1124-2	〃・3・31
大生284	富田医院	大牟田市新栄町18-3	〃・2・28
飯生51	塚本医院	飯塚市片島3丁目10-24	〃・〃・15
北生歯15	安河内歯科医院	糟屋郡新宮町大字下府1086-20	〃・3・15
大野生歯76	さくら歯科医院	大野城市川久保1丁目12-10	〃・〃・17
春生歯18	渡辺歯科医院	春日市若葉台西3丁目6	〃・〃・〃
大生歯182	二宮歯科クリニック	大牟田市大字歴木1807-80	〃・〃・〃
大生歯189	よしだ歯科	大牟田市大字倉永35-3	〃・2・28
鞍生歯39	加藤歯科医院	鞍手郡小竹町大字勝野3318	〃・〃・14
飯生歯149	吉原町歯科	飯塚市吉原町11番14号	〃・3・16
田川生薬37	田川薬剤師会薬局	田川郡川崎町大字池尻607-1	〃・〃・22
京生訪4	健和会老人訪問看護ステーション・かんだ	京都郡苅田町京町2丁目21-1	〃・〃・31

## 福岡県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生薬109	ルクル・ジャスコ福岡東店薬局	イオン薬局福岡ルクル店	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	23・3・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	-----	------	------	-------

北生歯116	吉木歯科医院	糟屋郡粕屋町大字内 橋字牟多田325-4	糟屋郡粕屋町内橋 277-1	23・3・22
--------	--------	-------------------------	-------------------	---------

## 福岡県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ2	澤村 徳（ひまわりマッ サージ院）	大野城市南ケ丘7丁目12-12	23・4・1
大野生マ3	河口 まき子（ひまわり マッサージ院）	大野城市南ケ丘7丁目12-12	〃・〃・〃
嘉麻生マ30	吉良 修（シルバーマッ サージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2番地	〃・2・15
嘉麻生マ31	中川 長子（シルバーマ ッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2番地	〃・3・14
糸島地生マ6	岸森 まち子（笑楽家）	糸島市神在1277-15	〃・〃・1
柳生柔19	坂口 孝則（奥田整骨院 ）	柳川市三橋町高畑104-1	〃・〃・29
柳生柔20	奥田 慶二（奥田整骨院 ）	柳川市三橋町高畑104-1	〃・〃・〃
大野生柔25	西川 元章（にしかわ整 骨院）	大野城市白木原2丁目10-8	〃・〃・3
像生柔39	山口 哲典（山口整骨院 ）	宗像市土穴3丁目1-41	〃・〃・14
宰生柔26	島 健一郎（しま鍼灸整 骨院）	太宰府市宰都1丁目6-1	〃・〃・4

粕生柔64	永山 佑（しんぐう堂整 骨院）	糟屋郡新宮町夜白2丁目1-5	〃・4・5
-------	--------------------	----------------	-------

## 福岡県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
像生柔28	井上 弘史（あさひ整骨 院）	宗像市吉留3639-1	23・2・28

## 福岡県告示第708号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日  
平成23年4月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 ダイレックス筑紫野店
  - 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南三丁目1番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年12月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,439平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地東側	74

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	29

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地西側	19.2

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻

ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時
------------	------	-------

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 建物敷地東側駐車場北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第709号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第2項第4号の規定に基づき、図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体を指定したので、同条第9項の規定により次のように告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

団体の名称	当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類を表示する方法
一般社団法人 映像倫理機構	<p>図書類の包装の用に供される物に当該団体が定める次の様式を貼付する。</p>

福岡県告示第710号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた

ので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
築上郡上毛町大字西友枝3560の1・3561の1・3562の1・3563（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第711号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定する形質変更時要届出区域  
大牟田市四山町80番42の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

#### 福岡県告示第712号

本道寺・香園土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
平嶋 康敏	筑紫野市大字本道寺203番地

#### 2 就任理事

氏 名	住 所
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129番地

#### 福岡県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	一般国道	322号	前	田川市大字夏吉241番3先から 田川市大字伊田3866番1 先まで	15.0 ～ 25.6	201.3
			後	田川市大字夏吉241番4先から 田川市大字伊田3872番1 先まで	14.0 ～ 30.0	

#### 福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月22日から開始する。

その関係図面は、この告示から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	322号	田川市大字夏吉304番30先から 田川市大字伊田262番8先まで

**福岡県告示第715号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

換 地 処 分 を し た 地 域	換地処分年月日
豊前市大字鬼木、大字永久、大字久路土、大字広瀬、大字高田及び大 字塔田 (黒土西部第二地区)	平成23年4月18日

**福岡県告示第716号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成23年3月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡県高齢者グループホーム協議会

(2) 代表者の氏名

大谷 るみ子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号福岡大学医学部神経内科学内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政や関係団体などとの協働を図り、認知症の人や家族へのケアやサービス向上のための調査・研究及び研修、社会へ向けた啓発活動などを行うことにより、グループホーム事業者全体の質の向上を目指し、同時に認知症でも安心して暮らせる地域づくりに貢献し、又火災や広域災害時における相談・援助活動・その他、地域活動など支援することを目的とする。

**福岡県告示第717号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成23年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
N P O 法人テラ21次世代
  - (2) 代表者の氏名  
立石 光敏
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目30番15-1010号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、21世紀を担う人々に対して、環境科学物質（ダイオキシン・PCB・DDT等の農薬類）を起因とする環境汚染、人体汚染の実態を究明し、予防医学の推

進に関する事業を行い、人々の健やかな健康と生活の質（QOL）の向上に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第718号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 届出年月日

平成23年4月5日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ウエルタ新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外

#### 3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
京阪神不動産株式会社 代表取締役 永田武全	京阪神不動産株式会社 代表取締役 中野健二郎

### 福岡県告示第719号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 起業者の名称

福岡市

#### 2 事業の種類

市道賀茂四箇線改築工事（福岡県福岡市早良区田村五丁目地内から同区重留七丁目地内まで）

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

福岡県福岡市早良区田村五丁目、四箇田団地及び重留七丁目地内

##### (2) 使用の部分

福岡県福岡市早良区四箇田団地及び重留七丁目地内

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県福岡市早良区田村四丁目地内の県道大野城二丈線との交差点を起点とし、同区重留七丁目地内の市道新村四箇線との交差点を終点とする延長1,050mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道賀茂四箇線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道賀茂四箇線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により福岡市長が市道に認定した道路であり、福岡市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者である福岡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県福岡市早良区次郎丸六丁目地内の一般国道202号福岡外環状道路との交差点を起点とし、同区重留七丁目地内の市道新村四箇線との交差点を終点とする延長1,930mの道路であり、福岡市西南部地域において、都市内交通を円滑にし、都市機能の維持増進を図り、都市構造の骨格を形成する南北方向の幹線道路に位置づけられている。

本路線の起点である福岡市早良区次郎丸六丁目地内の地上部には、福岡高速5号線及び一般国道202号福岡外環状道路、地下部には、福岡市街中心部と連絡する福岡市高速鉄道3号線（地下鉄七隈線）が交差しているうえ、近接して同地下鉄の賀茂駅が開設しているため、都市間を連絡する交通機能が集中している。そして、一般国道263号、県道内野次郎丸弥生線、一般国道202号福岡外環状道路及び市道新村四箇線に囲まれた地域（以下「当該地域」という。）には、福岡歯科大学医科歯科総合病院、福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡市立次郎丸中学校、同市立田隈中学校、同市立田隈小学校、同市立田村小学校及び同市立四箇田小学校といった多数の公共施設等が立地しているほか、大規模な住宅団地やビル、店舗、住居等が密集している。このため当該地域は、地域住民が日常生活等において一般国道202号福岡外環状道路や賀茂駅等を利用するため、南北方向を往来する自動車に加え、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の交通量が多い状況にある。

しかしながら、本路線の現道のうち、県道大野城二丈線との交差点から市道新村四箇線との接続部までの区間には、道路幅員1.8mの狭小な未舗装道路があり、自動車通行不能区間が延長約143m含まれている。このため、自動車交通は、県道大野城二丈線と市道田村1562号線の接続部から、市道田村1529号線、本路線の現道の一部を経由し、市道四箇田団地2084号線と市道新村四箇線との接続部までを通行することとなるが、当該区間においては、2車線道路で整備されているものの、沿道には店舗、住家等が連たんし、細街路との交差も多いことに加えて、福岡市立田村小学校及び大規模住宅団地に近接することから、特に朝夕の通勤時間帯には、各所で交通混雑が発生しているばかりでなく、交通事故も発生している。

さらに、当該地域の他の南北方向の幹線道路は、市道有田田隈線と市道田隈重留線で結ばれる路線の1路線のみと少なく、このうち、南側の市道田隈重留線においては、車道幅員4m～5mの狭小な道路であるうえ、沿道には店舗、住家等が連たんし、加えて福岡市立田隈中学校、同市立田隈小学校及び同市立野芥小学校等の通学路として利用されているにもかかわらず、大半の区間が歩道の整備が十分でない混合交通である。このため、乗用車相互のすれ違い時には徐行運転を余儀なくされ、また歩行者等の追い越し時の一時回避や、すれ違い時の徐行運転も余儀なくされるなど、円滑な自動車交通が阻害されているばかりでなく、歩行者等の安全性も脅かされている状況にあり、当該地域における交通混雑の緩和を図る道路の整備が急務となっている。

このような状況に対処するため、本件事業を計画したものであり、現道拡幅を主として整備を行うことによって、現道の道路用地を最大限に利用し、用地取得の面積を最小限にとどめることとしている。

本件事業が完成すれば、当該地域における南北方向の骨格道路として、自転車道及び歩道を備えた道路幅員27mの4車線道路の整備により、交通渋滞が緩和されるとともに、平成32年に見込まれる交通量18,500台／日を円滑かつ安全に処理することが可能となり、自動車交通及び歩行者等の安全な通行が図られる。

また、広域的には、本路線のうち、既に整備済みであり、供用を開始している区間と一体となって、福岡高速5号線及び一般国道202号福岡外環状道路や地下鉄七隈線の賀茂駅へのアクセス道路としての機能も向上することから、都市内交通とのネットワークの形成が図られ、地域住民における日常生活等の利便性の向上に寄与することとなる。加えて、県道大野城二丈線や市道新村四箇線を介して本路線を利用する南北方向の道路網の強化が図られ、一般国道263号のバイパス的な役割を果たすなど、周辺幹線道路の交通混雑の緩和や沿線地域経済の発展にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質及び騒音について、環境基準等を満たすものと予測している。また、起業者は工事の施工に当



たっては、低騒音・低震動型機械を使用する等の対策により、地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において生息・生育する希少な動物・植物については、動物の鳥類4種（オオヨシキリ、カササギ、チュウサギ及びミサゴ）及び魚類1種（メダカ）が生息している可能性があるが、鳥類については、本件事業が線的な改変であり、改変面積が小さく、魚類については、本件事業の改変区域に河川等が存在しないことから、改変される区域内に生息・生育する可能性がある希少な動物・植物に与える影響は軽微であると予測される。また、植物は生育が確認されていない。事業実施に当たっては、自然環境の改変を最小限にとどめるとともに、施工中において確認された場合は、改変区域外の環境が類似している場所への移動等の措置を講じることにより、保全できるものと考えられる。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、福岡市教育委員会との協議により、記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な交通の確保を主な目的として、現道と住宅団地等の状況を考慮しながら、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、4車線道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和53年3月18日付けで都市計画決定し、平成8年11月18日付けで都市計画変更決定された福岡都市計画道路3・3・60号有田重留線の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比

較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、当該地域は交通量が多く、特に朝夕の通勤時間帯には各所で交通混雑が発生し、円滑かつ安全な自動車交通が阻害されるとともに、歩行者等の安全が脅かされており、交通事故も発生している状況であること、福岡市が平成16年3月に策定した「福岡市新・基本計画（早良区基本計画）」において、「中部地域における道路・交通体系の充実」として、本路線の整備を主な取り組みとして位置づけ、事業を実施していること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった市道賀茂四箇線改築工事（福岡県福岡市早良区田村五丁目地内から同区重留七丁目地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

#### 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市早良区役所（総務企画課）

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

熱定数測定システム 1式

#### 2 競争入札参加者の資格

##### (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

##### (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿

- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成23年5月17日（火）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
- 熱定数測定システム 1式
- (2) 調達物品の特質等
- 入札説明書による。

- (3) 納入期限
- 平成23年12月28日（水曜日）

- (4) 納入場所
- 北九州市八幡西区則松3丁目6-1
- 福岡県工業技術センター機械電子研究所

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	05	医療機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	08	工事製造機器	AA
05	10	光学機器・DPE	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県工業技術センター機械電子研究所に平成23年5月27（金曜日）

午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）

期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成23年4月22日（金曜日）から平成23年5月27日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部総務事務センター調達班

## (2) 受領期限

持参する場合は平成23年6月9日（木曜日）午後4時00分

郵送する場合は平成23年6月8日（水曜日）

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）

## (2) 日時

平成23年6月10日（金曜日）午前11時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

## 15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Thermal Conductivity Measuring System Iset
- (2) Delivery period : By December 28,2011
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute,3-6-1 Norimatsu,Yahatanishi-ku,Kitakyushu City 807-0831, Japan  
Tel 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender  
4:00 P.M. on June 9, 2011
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

## 公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定に基づき、平成23年4月14日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
84400763	北九州市小倉北区若富士町2番1号朝日興産ビル406号 友網 俊子	1月間の業務の停止 (平成23年4月21日から同年5月20日まで)

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
コピー用紙単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加できない者
    - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
      - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を  
契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O9000シリーズ及びI S O14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成23年5月11日（水）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

コピー用紙単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成23年6月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成23年5月11日（水）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年5月26日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級 (本庁地区)	等級 (本庁以外の地区)
01	03	紙類	A、AA	B、A、AA
01	02	事務機器	A、AA	B、A、AA
05	02	電気通信機器	A、AA	B、A、AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品を納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者



- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
(1) 期間  
平成23年4月23日（金）から平成23年5月16日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで  
(2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会  
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法  
(1) 提出場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部総務事務センター  
(2) 受領期限  
郵送の場合 平成23年5月24日（火）午後4時00分  
持参の場合 平成23年5月25日（水）午後4時00分

- (3) 提出方法  
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時  
(1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階  
福岡県総務部総務事務センター入札室  
(2) 日時  
平成23年5月26日（木）午前11時00分
- 12 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、すべての同意が得られない場合及び郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合  
(2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 17 Summary

- (1) The name of a contract matter  
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit of Tender  
4:00 P.M. on May 25, 2011
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

## 雑 報

### 福岡県生活衛生営業審議会公告

普通公衆浴場の許可の取扱いに関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成23年4月22日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 西原 宏

#### 1 意見募集の対象となる答申案

- (1) 福岡県公衆浴場法施行条例(昭和63年福岡県条例第3号、以下「条例」という。)において定義する「保健衛生上」の解釈について  
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号、以下「特別措置法」という。)の改正に伴い、福岡県の条例に定義する「保健衛生」の概念を「身体衛生」から「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進などの住民の福祉」まで広げることが適当である。
- (2) 普通公衆浴場の許可の考え方について  
条例の解釈を広げることに伴い、今後、普通公衆浴場の開設許可申請がなされた

場合、従来の条件(①②)に加え、新たに③④の条件を設け、許可することが適当である。

(許可の考え方)

- ① 地域に自家風呂を持たない住民がいること。
- ② 入浴料金が物価統制令に定める範囲内であり、配置基準を満たすこと。
- ③ 住民の健康増進及び住民相互の交流促進等の観点から、市町村長の肯定の意見があること。
- ④ 施設の形態が、原則、振興指針で示されている範囲内のものであり、著しい娯楽性が認められる施設・設備ではないこと。

(理由)

1 平成16年の特別措置法の一部改正により、第1条(目的)において、公衆浴場が「住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っている。」ことが明確にされるとともに、公衆浴場を確保する目的に「住民の福祉の向上」が加えられた。

また、第4条(活用についての配慮等)において、「国及び地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、普通公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めること、並びに公衆浴場を経営する者は、普通公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めること」との新たな条文が追加された。

今回、特措法の改正を受け、条例に規定されている「保健衛生」を「身体衛生」としていた今までの概念を見直すことが必要である。

2 「保健衛生」の概念を拡げる結果、施設形態の点では、スーパー銭湯などその他の公衆浴場と類似することとなる。ただし、条例において、「地域住民の」と定義している以上、普通公衆浴場は地域住民の利用を本質としており、地域住民の健康増進や交流促進に寄与することを期待されているため、「広域性は持たない。」「著しい娯楽性は備えない。」という点でスーパー銭湯などのその他の公衆浴場とは区別されるものと考えられる。

この考え方の下、「住民福祉の向上の観点から当該施設が効果があるかどうかは、地域の経営責任者である市町村長に意見を聴く必要があること」、「当該施設が普通公衆浴場となった場合、市町村長は特措法上の支援を求められる立場にたつこ

と」の2点から、③施設の設置について市町村長の肯定の意見があること、が条件として考えられる。

また、④施設の形態についても、「著しい娯楽性は備えない。」という観点から、原則、厚生労働大臣が定める「浴場業の振興指針」で示されている範囲内のものであることが条件として考えられる。

2 審議会における資料の閲覧場所

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2番1号）

3 意見書の提出期間 自 平成23年4月22日（金）

至 平成23年5月5日（木）

4 意見書の提出方法 資料添付の様式により、郵送又はファクシミリにて提出すること。

5 意見書の提出先 福岡県庁保健医療介護部保健衛生課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

ファクシミリ 092-643-3282

#### 福岡県環境審議会公告

筑後川水系に係る水質環境基準の類型指定見直しについて、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、平成23年3月14日から平成23年3月28日までの間意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成23年4月8日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成23年4月22日

福岡県環境審議会 会長 浅野直人